

令和8年度第12回熊本県高等学校少林寺拳法競技県下大会 実施要項

(兼第30回全国高等学校少林寺拳法選抜大会兼第13回九州高等学校少林寺拳法選抜大会熊本県代表選考会)

1 大会名 令和8年度第12回熊本県高等学校少林寺拳法競技県下大会 (兼第30回全国高等学校少林寺拳法選抜大会兼第13回九州高等学校少林寺拳法選抜大会熊本県代表選考会)

2 主 催 熊本県高等学校体育連盟・熊本県教育委員会

3 後 援 熊本県少林寺拳法連盟

4 主 管 熊本県高等学校体育連盟少林寺拳法専門部

5 期 日 令和8年11月15日(日) 受 付 8:30～
開 会 式 9:30～
閉 会 式 11:50～

6 会 場 熊本武道館 柔道場
住所: 熊本市中央区水前寺5丁目23-2 電話: 096-383-4912

7 競技種目 男女別に次の種目とし、種目ごとの人数・演武時間を次のように定める。

種目	人数	演武時間	武階 (資格)
団体演武の部	6名	1分30秒～2分	—
自由組演武の部	2名	1分30秒～2分	3級以上に限る
規定組演武の部	2名	1分30秒～2分	4級以下に限る
自由単独演武の部	1名	1分00秒～1分30秒	3級以上に限る
規定単独演武の部	1名	1分00秒～1分30秒	4級以下に限る
弁論の部	1名	—	—

※上記の自由組演武出場者は両者が3級以上、規定組演武出場者は両者が4級以下であること。

8 大会日程 9:30～ 9:50 開会式
10:00～10:15 規定単独演武 (男子・女子)
10:20～10:40 自由単独演武 (男子・女子)
10:45～11:05 規定組演武 (男子・女子)
11:10～11:25 自由組演武 (男子・女子)
11:30～11:40 団体演武 (男子・女子)
11:50～ 閉会式

9 競技規則

「(一財)少林寺拳法連盟競技規則」「全国高等学校少林寺拳法選抜大会競技規則」に基づく。同規則に記載なき事項は、「本大会実施要項」「全国高等学校少林寺拳法大会規則」「全国高等学校少林寺拳法大会申し合わせ事項」を準用する。

10 競技方法

- ① 各競技種目とも男女別に競技を行い、男女混合の組み合わせは不可とする。
- ② 団体演武の部のみ他の競技と兼ねて出場できる。
- ③ 団体演武の部は、1・6構成については単独演武、2～5構成については組演武にて行うこととする。なお、構成の組み方については自由とする。詳細については⑧に記載のとおりとする。
- ④ 団体演武の部については8名まで登録でき、そのうち6名が演武を行う。
- ⑤ 規定単独演武の部は、指示した技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり行うこと。詳細については⑧に記載のとおりとする。
- ⑥ 規定組演武の部は、指示した技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり行うこと。ただし、同じ技を交代で行う必要はない。詳細については⑧に記載のとおりとする。
- ⑦ 弁論の部は、次のⅠ～Ⅶのテーマから1つ選び、B4版400字詰め原稿用紙3枚(学校名の記載のないものを使用)に手書きでまとめ、テーマ・県名・学校名・学年・資格・氏名(フリガナ)・年齢を記入した表紙をつけて、各ページにはページ数もつけて、表紙とともにクリップで留めて令和8年10月28日(水)までに専門部に提出すること。事前に選考を行い、優秀者2名が大会閉会式で、弁論発表を行う。

なお、原稿は1行目にテーマを書き、2行目より書き始めること。コピーしても明瞭なように文字は大きく濃く書くこと。

《テーマ》

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| Ⅰ この時代に私はどう生きるか | Ⅱ 私にとっての平和とは |
| Ⅲ 少林寺拳法を通じて後輩に伝えたいこと | Ⅳ 私にとっての部活動 |
| Ⅴ 高校少林寺拳法部の普及・発展について | Ⅵ これからの少林寺拳法が目指すところ |
| Ⅶ 少林寺拳法の教を日常生活でどう生かすか | |

- ⑧ 規定組演武、規定単独演武、団体演武については、下記の技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり演武を行う。

【規定組演武】

- | | | | |
|---------------|------|-------------|------|
| 1. 内受突(裏) | [6級] | 2. 小手抜 | [6級] |
| 3. 十字受蹴 | [3級] | 4. 上受蹴(表・裏) | [5級] |
| 5. 片手送小手より送り固 | [4級] | 6. 外押受突 | [3級] |

【規定単独演武】

- | | | | |
|----------------|------|-----------|------|
| 1. 内受突(裏) | [6級] | 2. 切抜(外) | [4級] |
| 3. 義和拳第二系 | [3級] | 4. 天地拳第一系 | [6級] |
| 5. 逆小手より裏返投～裏固 | [3級] | 6. 十字受蹴 | [3級] |

【団体演武の部】

団体演武については、1・6構成は単独演武とし、2～5構成については組演武にて構成すること。

※1・6構成については下記の中より、資格に応じてそれぞれ抽出して一方向のみ行う。

天地拳1～6系、義和拳1・2系、龍王拳1・3系、龍の形（逆小手）、紅卍拳、白蓮拳第1系

⑨ その他

- ・上記の各種目においては、規定通り実施されなかった場合は失格とする。
- ・H24.9.1施行(大会規則改定)により、技の使用について以下の許容範囲を設ける。
 - 演武者が、「見習い・6級・5級・4級」の場合は、3級科目までの技が使用できる。
 - 演武者が、「3級・2級・1級」の場合は、初段科目までの技が使用できる。
- ・コートへの入場は、凜とした姿勢を保ち、普通に歩行して入退場を行う。団体演武においても、代表者1名が返事をしたら、全員が揃って、同様に凜とした姿勢を保って普通に歩行して入退場を行う。
- ・コートへ入場後、組演武は相対となり、礼を行って直ちに演武を行う。単独演武・団体演武は、正面礼を行って直ちに演武を行う。
- ・組演武競技は相対礼により終了とし、単独演武・団体演武競技は正面礼により終了とする。それぞれ礼の後は、直ちにコート外（主審席対面）に出て、正面に礼をして、控え場所に向かい待機する。
- ・演武開始時、終了時に定められた合掌礼が行われない場合は失格とする。

11 参加資格

- ① 選手は、学校教育法第1条の学校に在籍する生徒であること。
- ② 選手は、本連盟加盟校の生徒で、本競技要項により参加の資格を得たもの。
- ③ 年齢は、平成20年4月2日以降に生まれたものとする。
ただし、第1学年及び第2学年、またはそれに相当する学年に在籍する生徒とし、出場回数は同一競技2回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
- ④ チームの構成において、全日制課程、定時制課程、通信制課程の生徒の混成を認めない。
- ⑤ 複数校合同チームによる大会参加
 - ア 再編・統合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
 - イ 少子化に伴う部員不足による複数校合同チームの大会参加は、別途定める「複数校合同チームの大会参加規定」に従う。
- ⑥ 転校・転籍後6ヶ月未満の生徒の参加は認めない（外国人留学生もこれに準ずる）。ただし一家転住等のやむを得ない事由による場合は、高体連会長の認可があれば、この限りではない。
- ⑦ 一般財団法人少林寺拳法連盟への令和8年度登録済み者であること。
- ⑧ 引率責任者(別記)の引率がない出場は認めない。※13 引率・監督 を参照。
- ⑨ その他の事項については、全国高等学校体育連盟規程、九州高等学校体育連盟規程の参加資格に準ずる。
- ⑩ 参加資格の特例
 - ア 上記①②に定める生徒以外で、③～⑥の大会参加資格を満たし、かつ、県高体連が承認した生徒を、「大会参加資格の別途に定める規程」に従い、大会参加を認める。
 - イ 上記③の ただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技2回限りとする。

【大会参加資格の別途に定める規定】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、県高等学校体育連盟又は高等学校連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加を認める条件
 - ア 本連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあつては原則、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失していず、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 本大会実施要項を遵守し、競技大会申し合せ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

12 参加制限

- ① 各競技種目とも、各校校長から本大会規定により参加申込みがあったチームまたは組・個人であること。
- ② 組演武・団体演武とも、同一校に在籍する生徒とし、組演武・単独演武は一人一種目とする。ただし、団体演武と組演武、団体演武と単独演武は重複しての出場は可とする。弁論の部へは、演武出場とは別に各自1作品を提出することが出来る。

13 引率・監督

- ① 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人・組の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員(学校教育法施行規則第78条の2に示された者)」も可とする。
- ② 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合はスポーツ安全保険(傷害、賠償責任保険等)に必ず加入することを条件とする。

14 個人情報の取扱い

本大会の参加申込書等によって取得した個人情報の取扱いについては、「熊本県高等学校体育連盟個人情報保護方針」に基づき取り扱う。なお、参加申込書の提出をもつて、これらの取扱いに関して参加者生徒及びその保護者の承諾を得たものとして対応する。

- (1) 参加申込書に記載された個人情報の取扱い
 - ア 大会プログラムに掲載する。

イ 競技場内でのアナウンス等による照会・コールすることがある。

ウ 競技場内外の掲示板等に掲示されることがある。

(2) 競技結果(記録)等の取扱い

ア 熊本県高等学校体育連盟ホームページで公開することがある。

イ 大会報告書、熊本県高等学校体育連盟年報、熊本県高等学校体育連盟周年記念誌へ掲載することがある。

ウ 報道機関等の取材により、新聞等のメディアで公開されることがある。

15 参加申込

(1) 申込書類

① 参加申込書 電子データ

② 弁論原稿 **紙媒体** ※応募者がいる場合のみ

(2) 申込方法 **※今年度より申し込みを電子化する(弁論原稿は紙媒体のまま)**

参加校の申込責任者は、熊本県高体連のホームページより申込書をダウンロードし、必要事項を入力したものを作成する。学校長印を押印し、原本は控えとする。申込責任者はデータを下記(3)の専門委員長にメール送信にて提出する。

＜提出データ＞ 2種類

①PDF 形式(校長印押印)

②Excel 形式

なお、参加申込提出の際には、参加料を振り込んでいること。

※弁論原稿は手書き原本1部を提出する。返却しないので、コピーを取っておくこと。

(3) 申込先

〒860-8520 熊本市中央区黒髪3丁目12-16 ルーテル学院高等学校内

熊本県高等学校体育連盟少林寺拳法専門部

委員長 西本 紘大

TEL 096-343-3246 FAX 096-343-3455

メールアドレス k_nishimoto@luther.ed.jp

(4) 申込期限

令和8年11月4日(水)必着(弁論の部は10月28日(水)必着)

16 参加料

(1) 加盟校 500円×エントリー人数 ※弁論部のみの参加の場合は不要。

(2) 非加盟校 1,000円×エントリー人数 ※弁論部のみの参加の場合は不要。

(3) 納入方法

ア 各学校でとりまとめ、加盟校及び非加盟校ともに参加申し込みと同時に下記の指定口座に振り込むこと。

イ 振込先

指 定 銀 行	ゆうちょ銀行
口 座 番 号	記号 17100 番号 18259651
口 座 名 義	熊本県高体連少林寺拳法専門部

※他金融機関から振り込む場合は、次の内容を指定すること。

店 名	七一八（読み ナナイチハチ）
店 番	718
預金種目	普通預金
口座番号	1825965

(4) 参加取消に伴う納入金の取り扱い

- ア 参加申込期限日までの取消については返金する。ただし、振込手数料を差し引いた額とする。
- イ 参加申込期限日後の取消については、返金しない。

17 表彰

団体演武は2位まで、他の種目は4位まで表彰する。表彰者には九州選抜大会への出場権を付与する。なお、団体演武を除く各種目1位には、九州選抜大会に出場した場合に限り、成績に関係なく全国選抜大会への出場権も付与する。

弁論の部は、優秀者2名を表彰し、全国選抜大会弁論の部への県代表として県専門部より全国選抜大会弁論の部申込先に原稿を送付する。

18 諸会議

9：00～スタッフ会議（本部席前）

9：10～審判会議（審判員席）

※閉会後、九州選抜大会への出場権を得た学校の引率責任者に大会参加についての説明会を本部席前において行う。

19 その他

- ① 背中に上段に校名、下段に名前(姓のみ)を記載したゼッケンを着用すること。
- ② 参加選手は、熊本県スポーツ災害見舞金、またはスポーツ傷害保険に加入していることが望ましい。
- ③ 競技中に生じた疾病、傷害は主催者(主管専門部)で応急手当等を行うが、その後の責任は負わない。参加者は健康保険証を持参すること。
- ④ 全選手は、開会式・閉会式に道衣に着替えて原則参加する。
- ⑤ 選手は必ず、引率責任者に引率され、引率責任者は選手のすべての行動に対して責任を持つこと。